証券コード　３０５７
平成30年５月９日

株　主　各　位

（本店所在地）
名古屋市中区栄３丁目12番23号
（本社事務所）
東京都港区芝４丁目１番23号
株式会社ゼットン
代表取締役社長　鈴木伸典

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第23回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面もしくはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、平成30年５月23日（水曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。**

敬具

記

１．**日　　時**　平成30年５月24日（木曜日）午前10時30分
（受付は10時からとなります。）

２．**場　　所**　横浜市中区山下町15番地
「横浜マリンタワー３階」
※ご出席の株主様向けのお土産のご用意はございません。予めご了承ください。

３．**目的事項**

報告事項

１．第23期（平成29年３月１日から平成30年２月28日まで）
事業報告の内容報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第23期（平成29年３月１日から平成30年２月28日まで）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第１号議案 剰余金処分の件

第２号議案 取締役６名選任の件

第３号議案 監査役３名選任の件

第４号議案 会計監査人選任の件

第５号議案 監査役報酬額改定の件

４．株主総会招集にあたっての取締役会のその他決定事項

（１）議決権行使書の郵送による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

（２）インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以　上

・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

　なお、株主総会参考書類並びに、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合はインターネット上の当社ウェブサイト(http://www.zetton.co.jp)に掲載させていただきます。

・郵送による議決権行使の場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否いずれかをご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

・インターネットによる議決権行使の場合は、53頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認の上、パソコンまたは携帯電話から議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、各議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成29年３月１日から
平成30年２月28日まで）

１．企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

売上高につきましては、既存店舗は前期対比101.2％とダイニング事業、アロハテーブル事業を中心に好調に推移、また、２店舗の新規出店を実施したことによる増収があったものの、前期に不採算店舗の閉鎖、並びに当期において８店舗の退店を行ったことにより、全体では大きく減収となっております。

営業利益につきましては、退店による減益があったものの、販売促進活動の強化、各種オペレーションの改善等により、既存店舗の収益力が上昇したこと、また、購買部による原価低減活動、本部コストの圧縮に加え、前期に不採算店舗の減損処理を行ったことによる増益効果もあり、前期対比、計画対比ともに増益となり、過去最高益を達成いたしました。

これらの結果、当連結会計年度（平成29年３月１日～平成30年２月28日）の連結業績は、売上高9,230百万円（前期比6.8％減）、営業利益428百万円（同26.3％増）、経常利益442百万円（同32.2％増）、親会社株主に帰属する当期純利益155百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失442百万円）となりました。

また、店舗数については、当連結会計年度においてアロハテーブル事業にて２店舗の新規出店を実施、一方で、ダイニング事業にて３店舗、アロハテーブル事業にて４店舗、ビアガーデン事業にて１店舗の閉店を行ったことにより、当連結会計年度末の店舗数は、直営店63店舗（国内60店舗（ビアガーデン９店舗含む）、海外３店舗）、FC店８店舗の合計71店舗となっております。

（剰余金の配当について）

前連結会計年度につきましては、大きな赤字決算となったため、期末配当を見送らせていただきましたが、当連結会計年度につきましては、既存店舗の収益改善に努め、また、継続的に進めてまいりました不採算店舗の撤退及び業態転換等に注力した結果、過去最高益を達成することができましたため、１株当たり５円の期末配当を実施させていただきます。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に２店舗の新規出店、１店舗の改装及び連結子会社ZETTON,INC.の来期出店予定の店舗設備等に投資いたしました。その総額は163百万円であります。

なお、当連結会計年度において既存店舗の撤退に伴う除却・売却等を行っております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として50百万円の調達を実施いたしました。その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

(5) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区分	第 20 期 (平成27年２月期)	第 21 期 (平成28年２月期)	第 22 期 (平成29年２月期)	第 23 期 (当連結会計年度) (平成30年２月期)
売上高 (千円)	9,611,407	10,141,864	9,908,415	9,230,349
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失（△） (千円)	150,633	△233,631	△442,268	155,801
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△） (円)	34.97	△54.23	△102.67	36.13
総資産 (千円)	3,702,802	3,908,267	2,995,649	2,736,484
純資産 (千円)	1,194,029	876,738	404,568	557,659
１株当たり純資産額 (円)	277.17	203.53	93.92	129.21

当社の財産及び損益の状況

区分	第 20 期 (平成27年２月期)	第 21 期 (平成28年２月期)	第 22 期 (平成29年２月期)	第 23 期 (当事業年度) (平成30年２月期)
売上高 (千円)	9,037,915	9,239,425	9,027,789	8,272,454
当期純利益又は当期純損失（△） (千円)	120,665	△332,731	△418,008	127,567
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△） (円)	28.01	△77.24	△97.04	29.58
総資産 (千円)	3,514,696	3,662,450	2,805,435	2,529,171
純資産 (千円)	1,098,248	726,647	287,100	421,491
１株当たり純資産額 (円)	254.94	168.68	66.65	97.66

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

(ア) 親会社に関する事項

当社の親会社は株式会社DDホールディングスで、同社は当社の株式1,809,400株（議決権比率41.93%）を保有しております。平成29年４月14日付で同社との間で当社の連結子会社化を目的とする合意書を締結し、合意書の効力発生日である平成29年６月１日付で実質支配力基準により、当該会社は当社の親会社に該当するものであります。

(イ) 親会社との間の取引に関する事項

株式会社DDホールディングス及びそのグループ企業との取引に関しては、グループの総合力強化を意識しながら、当社の事業活動に必要な財・サービスなどの取引がグループ内において可能な場合は、一般の市場取引と同様に交渉の上、決定しております。また、同社及び同社グループ内の各社と取引を行う際には、当社の企業価値向上、当社株主全体の利益の最大化を図るべく決定することとしております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	事業内容
ZETTON,INC.	1,000千米ドル	100.0%	飲食店舗の経営
株式会社アロハテーブル	10百万円	100.0%	FCチェーン本部の経営

(7) 対処すべき課題

外食産業は、市場への参入障壁が比較的低いことから、新規参入が多く、加えて顧客嗜好の多様化が進み、今後企業間の競争はより激しくなると認識しております。

このような状況の中で、当社グループは、更なる企業価値の向上を図るために以下の課題に積極的に対処してまいります。

① 既存店舗

当社グループは、アロハテーブル事業、ダイニング事業、ビアガーデン事業、ブライダル事業、インターナショナル事業と様々な立地に対応した多様な業態を保有しており、高い業態開発力を持っております。その中において、既存店舗の商品開発、サービス力の向上、販売促進活動、内部組織の充実を進め、新たな成長エンジンとなる新事業、新業態の開発と合わせ、収益力の持続的拡大を図ることを引き続き推進いたします。

② 新規出店

当社グループは、既存店舗の収益を維持しながら、継続的な業績拡大を図るために、投資効果の高い優良立地への出店を行い、収益力を強化拡充する方針であります。

③ 人材の確保及び育成

当社グループは、人材を最も重要な経営資源と位置づけ、優秀な人材の確保及び育成が今後の当社グループの成長にあたって不可欠であると認識しております。そのため、人材の確保については魅力のある店づくりや積極的なPR活動などを通じて、潜在する将来の人材にアピールしながら当社グループの認知度を向上させてまいります。一方で、人材の育成については従業員の能力が最大限に発揮できる環境作りや研修制度の充実を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(8) 主要な事業内容（平成30年２月28日現在）

事業	事業内容
ダイニング事業	出店する地域の人々や立地の特性に合わせた店舗ブランドの開発・再開発を行い、街の再開発の一端を担う事業。個店店舗戦略にて運営を行っております。
アロハテーブル事業	ハワイアンカルチャーをベースとしたライフスタイルを提唱するカフェ＆ダイニング事業。 「ALOHA TABLE」を中心としたハワイ業態の店舗の運営を行っております。
ブライダル事業	「Heritage Bridal Collection」ブランドによるレストランブライダルを展開。 歴史ある建物に家族の歴史を刻んでいただける、そんな素敵なウェディングを提供しております。
ビアガーデン事業	夏季を中心とした期間限定のイベント事業。 商業施設の屋上だけに限らず、開放感あふれる場所を物件開発し、季節店舗の運営を行っております。
インターナショナル事業	米国　ハワイ州を中心とした海外進出事業。 「ALOHA TABLE」本店をはじめ、現在３店舗を運営しております。

(9) 主要な営業所及び店舗（平成30年２月28日現在）

当社（本社）　東京都港区
（名古屋オフィス）　愛知県名古屋市中区
ZETTON, INC.　アメリカ合衆国　ハワイ

（主要な営業店舗）

名称	所在地
gz	東京都中央区
銀座ロビー	東京都中央区
shiokara	東京都中央区
gindachi	東京都中央区
ニホンバシイチノイチノイチ	東京都中央区
三井記念館 MUSEUM CAFE	東京都中央区
ALOHA TABLE 銀座コリドー街	東京都中央区
神南軒	東京都渋谷区
Aloha Amigo harajuku	東京都渋谷区
ALOHA TABLE Daikanyama Forest	東京都渋谷区
Kailua Weekend	東京都渋谷区
ALOHA TABLE Hawaiian Sweets & Tapas	東京都渋谷区
orangé	東京都港区
grigio la tavola	東京都港区
b&r	東京都港区
六七	東京都港区
ROOFTOP LOUNGE	東京都港区
ALOHA TABLE Hawaiian Bar	東京都港区
ALOHA TABLE natural	東京都港区
ALOHA TABLE osaki	東京都品川区
食堂BAR カスミガセキ	東京都千代田区
ALOHA TABLE iidabashi	東京都千代田区
ALOHA TABLE nakameguro	東京都目黒区
Aloha Amigo	東京都豊島区
ALOHA BBQ BEER GARDEN PARCO池袋	東京都豊島区
THE TOWER RESTAURANT YOKOHAMA	神奈川県横浜市中区
THE BUND	神奈川県横浜市中区
mizumachi bar	神奈川県横浜市中区
山手十番館	神奈川県横浜市中区
MANOA Aloha Table	神奈川県横浜市中区
ALOHA TABLE Ocean Breeze	神奈川県横浜市神奈川区
A&P with terrace	神奈川県横浜市西区
ALOHA TABLE HAWAIIAN BEER GARDEN	神奈川県横浜市西区
肉食べ放題BBQ BEER GARDEN	神奈川県川崎市川崎区

名称	所在地
ALOHA TABLE shonan	神奈川県藤沢市
Kailua Weekend ebina	神奈川県海老名市
ALOHA TABLE ルミネ大宮	埼玉県さいたま市大宮区
ALOHA TABLE Sendai	宮城県仙台市
ALOHA BBQ BEER GARDEN 仙台PARCO2	宮城県仙台市
ALOHA TABLE ペリエ千葉	千葉県千葉市中央区
チカニシキ	愛知県名古屋市中区
金山ソウル	愛知県名古屋市中区
金山ソウル BEER GARDEN	愛知県名古屋市中区
The PARK BANQUET	愛知県名古屋市中区
Nagoya TV Tower BEER GARDEN	愛知県名古屋市中区
LUAU ALOHA TABLE with Gala Banquet	愛知県名古屋市中区
ALOHA TABLE Cafe & Diner	愛知県名古屋市中区
猪口猪口	愛知県名古屋市中村区
小料理バル ドメ	愛知県名古屋市中村区
ALOHA TABLE Hawaiian Sweets & Foods	愛知県名古屋市中村区
ガーデンレストラン徳川園	愛知県名古屋市東区
ALOHA TABLE Loco Food&Pancake House	愛知県名古屋市千種区
ALOHA TABLE 中部大学	愛知県春日井市
ALOHA TABLE Hawaiian Diner(FC)	愛知県豊橋市
forty three	岐阜県岐阜市
SURFSIDE KITCHEN	大阪府大阪市阿倍野区
SKY GARDEN 300	大阪府大阪市阿倍野区
ALOHA TABLE kyobashi	大阪府大阪市都島区
ALOHA TABLE 心斎橋	大阪府大阪市中央区
"R" RIVERSIDE GRILL & BEERGARDEN	大阪府大阪市北区
ALOHA BBQ BEER GARDEN PARCO熊本	熊本県熊本市中央区
ALOHA TABLE MITO(FC)	茨城県水戸市
ALOHA TABLE HAWAIIAN CAFE & DINING(FC)	静岡県静岡市葵区
ALOHA TABLE Waikiki	アメリカ合衆国　ハワイ
GOOFY Cafe & Dine	アメリカ合衆国　ハワイ
HEAVENLY Island Lifestyle	アメリカ合衆国　ハワイ
ALOHA TABLE 清潭(FC)	韓国　ソウル
ALOHA TABLE 三成(FC)	韓国　ソウル
ALOHA TABLE 板橋(FC)	韓国　ソウル
ALOHA TABLE 始興(FC)	韓国　ソウル
SURFSIDE KITCHEN 松島(FC)	韓国　ソウル

(10) 使用人の状況（平成30年２月28日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
347名（1,333名）	１名増（106名減）

(注)使用人数は就業員数であり、パートは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
325名（1,262名）	3名減（97名減）	32.2歳	5.1年

(注)使用人数は就業員数であり、パートは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(11) 主要な借入先の状況（平成30年２月28日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	180,000千円
株式会社千葉銀行	136,668千円
株式会社滋賀銀行	128,972千円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行（現　株式会社三菱ＵＦＪ銀行）	113,842千円
株式会社りそな銀行	98,000千円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成30年１月29日をもって、本社を東京都港区芝４丁目１番23号に移転いたしました。

また、当社は、平成30年１月19日開催の取締役会において、当社の完全子会社である株式会社アロハテーブルを吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結し、平成30年３月１日付で吸収合併いたしました。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年２月28日現在）

① 発行可能株式総数　　15,390,000株

② 発行済株式の総数　　4,315,900株

(注)平成29年７月７日付の譲渡制限付株式報酬としての新株発行により、発行済株式の総数は8,000株増加しております。

③ 株主数　　4,892名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社ＤＤホールディングス	1,809,400株	41.93%
稲本健一	308,500株	7.15%
山本知宏	115,000株	2.66%
株式会社ＮＳＫ	109,000株	2.53%
尾家産業株式会社	109,000株	2.53%
鈴木伸典	108,700株	2.52%
梶田知嗣	87,700株	2.03%
キーコーヒー株式会社	72,700株	1.68%
アクリーティブ株式会社	60,000株	1.39%
株式会社マルト水谷	54,500株	1.26%

(注)持株比率は自己株式（140株）を控除して計算しています。

(2) 新株予約権等の状況（平成30年２月28日現在）

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成30年２月28日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木伸典	営業本部長
取締役副社長	坂井朗	営業支援本部長
取締役	鹿中一志	株式会社DDホールディングス 取締役 営業統括 株式会社吉田卯三郎商店 代表取締役
取締役	関武	株式会社DDホールディングス 執行役員 開発本部長
取締役	遠藤栄司	株式会社DDホールディングス 執行役員 マーケティング本部長
取締役	手嶋雅夫	ティー・アンド・ティー株式会社 代表取締役社長 パーセク株式会社 代表取締役社長 一般社団法人スポーツフォーライフ 代表理事 株式会社コーエーテクモホールディングス 取締役 株式会社EPARKグルメ 取締役 株式会社LIVNEX 社外取締役
常勤監査役	大曽根三郎	
監査役	浅野哲司	浅野哲司税理士事務所 所長
監査役	石田晴彦	石田晴彦司法書士事務所 所長
監査役	渡部峻輔	AZX総合法律事務所 弁護士

(注) 1．取締役のうち、手嶋雅夫氏は社外取締役であります。
2．監査役のうち、石田晴彦氏、渡部峻輔氏は社外監査役であります。
3．当事業年度中に退任した取締役及び監査役については次表のとおりです。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位及び担当
稲本健一	平成29年５月25日	辞任	代表取締役会長
梶田知嗣	平成29年５月25日	辞任	専務取締役
坂井朗	平成30年２月28日	辞任	取締役副社長 営業支援本部長
丹羽喜裕	平成29年５月25日	辞任	社外監査役

4．平成29年５月25日開催の第22回定時株主総会において新たに選任され、就任した取締役及び監査役については次表のとおりです。

氏名	地位
鹿 中 一 志	取締役
関　　武	取締役
遠 藤 栄 司	取締役
渡 部 峻 輔	社外監査役

5．当事業年度中における取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動年月日	異動後
坂 井　　朗	取締役副社長 管理本部長	平成29年７月14日	取締役副社長 営業支援本部長
手 嶋 雅 夫	アキアリドットコム株式会社 取締役会長	平成29年３月31日	退任
	株式会社LIVNEX	平成29年４月１日	社外取締役

6．監査役浅野哲司氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

7．監査役渡部峻輔氏は、弁護士の資格を有しております。

8．当社は手嶋雅夫氏、石田晴彦氏、渡部峻輔氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

社外取締役手嶋雅夫氏、社外監査役石田晴彦氏、渡部峻輔氏とは、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支 給 人 員	支　給　額
取　締　役	8 名	60,051千円
監　査　役	5 名	9,300千円
合　計 （うち社外役員）	13 名 （4）	69,351千円 (5,194)

（注）1．上記には、当事業年度中に退任した取締役３名（うち社外取締役０名）及び監査役１名（うち社外監査役１名）を含んでおります。

２．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
３．取締役の報酬限度額は、平成18年５月30日開催の第11回定時株主総会において年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、上記取締役の報酬等の額とは別枠として、平成29年５月25日開催の第22回定時株主総会において取締役に対する譲渡制限付株式の付与に関する金銭報酬債権として、年額30百万円以内（うち社外取締役５百万円以内）と決議いただいております。
４．上記の取締役の報酬等の額には、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権にかかる報酬額として、当事業年度に計上した３百万円（うち社外取締役0.9百万円以内）が含まれております。
５．監査役の報酬限度額は、平成18年５月30日開催の第11回定時株主総会において年額10百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員の状況

（ア）他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役手嶋雅夫氏は、ティー・アンド・ティー株式会社代表取締役社長、パーセク株式会社代表取締役社長、一般社団法人スポーツフォーライフ代表理事、株式会社コーエーテクモホールディングス取締役、株式会社EPARKグルメ取締役及び株式会社LIVNEX社外取締役を兼務しており、それぞれの会社と当社との間に特別な関係はありません。
・監査役石田晴彦氏は、石田晴彦司法書士事務所長を兼務しており、当社と同事務所との間に特別な関係はありません。
・監査役渡部峻輔氏は、AZX総合法律事務所に所属しており、当社と同事務所との間に特別な関係はありません。

（イ）社外役員の主な活動状況

氏　名	地　位	主な活動状況
手嶋　雅夫	取締役	当期開催の取締役会14回のうち13回に出席し、他社での豊富な企業経営経験から、適宜発言を行っております。
石田　晴彦	監査役	当期開催の取締役会14回のうち14回、また、監査役会15回のうち15回に出席し、必要に応じ、司法書士としての専門的見地からの発言を行っております。
渡部　峻輔	監査役	平成29年５月25日就任以降、当期に開催された取締役会11回のうち11回、また、監査役会10回のうち10回に出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　監査法人コスモス

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	16,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,000千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人より必要書類の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積の算出根拠を審議した結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬の額について同意しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合において、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人コスモスは、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、20百万円または法令の定める額のいずれか高い額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムの整備について基本方針を以下の通り定め、業務の適正を確保するための体制の充実を図っております。

（ア）当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役及び使用人が職務執行の上で、法令及び定款を遵守していくことを徹底すべく、株式会社DDホールディングス（以下「親会社」という。）及びその関係会社をいい、以下「グループ」という。）の定める「コンプライアンス規程」に批准し、法令及び定款を遵守することはもとより、社会的規範を遵守することにより、高い企業倫理に基づいた誠実かつ公平な企業活動を遂行するものとする。また、当社並びに子会社の取締役及び使用人が法令・条例・契約・定款・社内規程及び社会的規範の遵守を基本的責務として継続的に行うことで、公正かつ適切な企業活動の実現と企業の社会的責任を果たすことによる社会との調和を図るものとする。

・当社は、親会社の定める「コンプライアンス規程」及び「経営会議規程」に批准し、グループ経営会議内に設置された「コンプライアンス部会」にてグループ内の取締役及び執行役員へのコンプライアンスに係る情報の共有を継続的に図るとともに、コンプライアンス推進体制の監視及び改善を目的として、コンプライアンスに係る重要事項を審議決定するものとする。

・当社は、コンプライアンス推進体制強化のため、内部通報に係る社内窓口及び社外窓口を設置し、「内部通報規程」に基づき、専用電話番号及び専用電子メールアドレスへのアクセス等を通じて、当社並びに子会社の取締役、使用人とその家族またはそれに準じる者、並びに当社及び子会社の取引先の取締役及び使用人からの通報を受け付け、法令、社内規程及び社会的規範等に対する違反行為の防止、早期発見と是正及び再発防止に努めることにより、コンプライアンス推進体制の実効性を高めるものとする。

（イ）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・会社の重要な意思決定については、必ず書面または電磁的方法により記録を作成するとともに、法定保存文書と同様に「文書管理規程」で定めた所定の期間保存する。

・「株主総会議事録」「取締役会資料及び議事録」「決算関係書類」「取締役を最終決裁者とする稟議書」については、取締役及び監査役は常時閲覧できるものとする。

（ウ）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社及び子会社における損失の危険の管理については、親会社の定める「危機管理規程」に批准し、危機事案に対する監視・把握を継続的に行い、常時危機事案に対する意識を高めることにより、危機管理体制の充実を図るものとする。

・当社は、親会社の定める「危機管理規程」及び「経営会議規程」に批准し、グループ経営会議内に設置された「危機管理部会」において、当社及び子会社の取締役及び執行役員への危機事案の管理状況の報告・検討を継続的に行い、潜在する危機事案に対する情報の抽出と評価を実施することにより、予め危機事案の回避に努めるとともに、危機事案の発生時の対応を定めるものとする。

（エ）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会を毎月１回開催するほか、必要に応じて随時開催する。そのほか迅速かつ的確な業務運営のため、経営会議、営業会議等の各会議で審議・決定された内容は、取締役会より委嘱された範囲で職務を執行する担当部門において速やかに実施する。

・職務分掌権限規程において、取締役・使用人の職務分担を明確にし、決裁制度の中で権限委譲を進め、適正かつ効率的な体制を確保する。

・稟議書等の文書はＩＴ技術を活用し、電磁的に記録・承認・保管を行うことによって効率的な体制を確保する。

・内部監査室は内部監査業務の過程で、各部門の業務執行の適正性や妥当性をモニタリングし、適時、取締役会への報告を行う。

・顧問弁護士等による法令遵守等に関する指導・助言のほか、会計監査人による法定監査を受けるなど、第三者を通じてコーポレート・ガバナンス体制の充実・強化を図る。

（オ）当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社は子会社及び関連会社（以下、「子会社等」という。）の管理に関し、関係会社管理規程を整備し、重要事項に関しては子会社等から当社への報告・承認を求めることとするとともに、定期的に協議を行い、経営管理情報・危機管理情報等の共有を図ることで、企業集団の業務の適正を図り、子会社等の取締役の職務の執行が効率的に行われる体制及び取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合する体制を確保する。

・子会社等は、当社の内部監査室による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は代表取締役及び監査役宛てに報告を行う。
・当社役職員は、子会社等の損失の危険の発生を把握、または当該事項を子会社役職員より報告を受けた場合、直ちにその内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響について、当社取締役会に報告を行う。

（カ）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・監査役は監査役の職務の補助を必要とする場合、管理担当取締役に使用人の配置を要請し、担当取締役は監査役付担当者を選任する。
・監査役は当該使用人に対し監査業務に必要な事項を指示できるものとし、当該使用人はその任を解かれるまで、取締役等の指揮命令を受けないものとする。また、その人事に関しても監査役と協議を行いその独立性についても十分留意する。

（キ）取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
・当社及び子会社等の取締役ならびに使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え当社及び子会社等に重大な影響を及ぼす事項、重要開示事項、内部監査の状況等につき、速やかにその内容を報告しなければならない。また、監査役は当社及び子会社等からの報告・承認事項に係る情報を常時閲覧できるとともに、取締役並びに使用人に対し直接報告を求めることができる。
・法令・定款違反その他情報を、監査役に報告したことで報告者が不利益な取扱を受けることを禁止し、その旨を当社及び子会社等の取締役並びに使用人に周知徹底する。

（ク）その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
・監査役は取締役会ほか会社の重要な会議に出席するとともに、定期的に代表取締役と会合を持ち、会社の対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況及び監査上の重要課題について意見交換する。
・監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに必要に応じて会計監査人に意見を求める。

・監査役は内部監査室と緊密な連携を保ちつつ、必要に応じて個別の要望での内部監査の実施を求めることができる。
・監査役の職務の執行の必要性に応じて、監査役は外部の法律・会計等の専門家を任用する事ができ、そのための費用は会社が負担する。
・監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の処理については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

（ア）取締役会の活動について

定時取締役会を毎月１回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項をはじめ、取締役会規程で定められた事項について討議し検討を重ね決定するとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。

（イ）監査役会の活動について

毎月１回監査役会を開催し、監査方針・監査計画の決定、職務の執行状況の報告を行うとともに、取締役会等の基幹会議に出席し、取締役の職務執行に対する監査や財務及び会計、法律に関する知見をもとに、事業方針や経営管理について積極的に助言を行っております。

（ウ）内部監査室の活動について

社長直轄の内部監査室は、各事業年度において決定された内部監査計画に基づき、計画的な内部監査活動を実施しております。また、内部監査室は、必要に応じ監査役及び会計監査人との情報共有・意見交換を行い、連携を図っております。

（エ）コンプライアンス体制について

親会社の定める「コンプライアンス規程」及び「経営会議規程」に批准し、グループ経営会議内に設置された「コンプライアンス部会」において社内のコンプライアンス遵守の状況を定期的に確認することにより、未然の防止、早期の発見及び解決、再発防止を継続的に図っております。

また、当社は「内部通報規程」に基づき、社内外に内部通報窓口を設置したことにより、当社及び子会社の取締役及び使用人がコンプライアンス違反に関する通報を可能とし、コンプライアンスの実効性の向上を図っております。

（オ）反社会的勢力の排除について

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力および団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないという方針を堅持しております。

連結貸借対照表

（平成30年２月28日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**982,338**	**流動負債**	**1,387,627**
現金及び預金	552,718	買掛金	350,657
売掛金	154,415	１年内返済予定の長期借入金	380,701
商品	2,790	リース債務	31,395
原材料及び貯蔵品	75,611	未払金	193,621
前払費用	76,954	未払費用	218,631
繰延税金資産	58,393	未払法人税等	51,478
その他	62,697	未払消費税等	32,013
貸倒引当金	△1,243	株主優待引当金	11,567
固定資産	**1,754,146**	前受金	93,480
有形固定資産	**1,075,278**	その他	24,080
建物及び構築物	770,464	**固定負債**	**791,197**
車両運搬具	0	長期借入金	552,172
工具、器具及び備品	98,890	リース債務	30,919
リース資産	23,961	資産除去債務	187,666
建設仮勘定	181,962	繰延税金負債	15,488
無形固定資産	**11,121**	その他	4,950
のれん	10,760	**負債合計**	**2,178,824**
ソフトウェア	101	**純資産の部**	
その他	260	**株主資本**	**566,736**
投資その他の資産	**667,746**	**資本金**	**383,017**
投資有価証券	0	**資本剰余金**	**3,412**
長期前払費用	10,025	**利益剰余金**	**180,437**
差入保証金	371,458	**自己株式**	**△130**
繰延税金資産	286,131	**その他の包括利益累計額**	**△9,076**
その他	131	**為替換算調整勘定**	**△9,076**
資産合計	**2,736,484**	**純資産合計**	**557,659**
		負債純資産合計	**2,736,484**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成29年３月１日から
平成30年２月28日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		9,230,349
売上原価		2,517,152
売上総利益		6,713,196
販売費及び一般管理費		6,285,167
営業利益		428,029
営業外収益		
受取利息	194	
受取地代家賃	5,350	
協賛金収入	12,534	
その他	18,583	36,662
営業外費用		
支払利息	8,953	
為替差損	9,465	
その他	3,349	21,768
経常利益		442,923
特別利益		
固定資産売却益	3,947	
その他	337	4,284
特別損失		
固定資産除却損	8,500	
減損損失	111,079	
店舗閉鎖損失	22,845	
その他	14,389	156,814
税金等調整前当期純利益		290,393
法人税、住民税及び事業税	46,859	
法人税等調整額	87,731	134,591
当期純利益		155,801
親会社株主に帰属する当期純利益		155,801

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成29年３月１日から
平成30年２月28日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	379,605	301,808	△277,172	△130	404,110
当期変動額					
新株の発行	3,412	3,412			6,824
親会社株主に帰属する当期純利益			155,801		155,801
準備金から剰余金への振替		△301,808	301,808		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	3,412	△298,396	457,610	－	162,625
当期末残高	383,017	3,412	180,437	△130	566,736

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	458	458	404,568
当期変動額			
新株の発行			6,824
親会社株主に帰属する当期純利益			155,801
準備金から剰余金への振替			－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△9,534	△9,534	△9,534
当期変動額合計	△9,534	△9,534	153,090
当期末残高	△9,076	△9,076	557,659

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

２．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　２社

・連結子会社の名称　ZETTON,INC.
株式会社アロハテーブル

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

ZETTON,INC.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

その他有価証券

・時価のないもの　移動平均法による原価法

ロ．たな卸資産

・商品、食品材料　最終仕入原価法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・貯蔵品　最終仕入原価法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

ハ．デリバティブ　時価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産(リース資産を除く)　当社及び国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は定額法によっております。
ただし、当社は平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法によっております。
なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。
建物及び構築物　・・・　８年～20年
工具、器具及び備品　・・・　２年～15年

ロ．無形固定資産(リース資産を除く)

・のれん　20年以内の合理的な期間で均等償却しております。

・自社利用のソフトウェア　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

ハ．リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ．投資その他の資産

・長期前払費用　均等償却によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．株主優待引当金　株主優待制度に伴う費用に備えるため、株主優待制度に基づき、発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法	金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。
ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段・・・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・・・借入金の金利
ハ．ヘッジ方針	財務活動に係る金利リスクをヘッジする目的で、デリバティブ取引を行っております。
ニ．ヘッジの有効性評価の方法	金利スワップ取引については、特例処理を採用しているため、有効性の評価を省略しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

・消費税等の会計処理	税抜方式によっております。

３．会計方針の変更

（協賛金収入の計上区分の変更）

仕入先からの製品販売協力金等について、従来は営業外収益の協賛金収入として処理しておりましたが、平成29年６月１日に株式会社ダイヤモンドダイニング（現 株式会社DDホールディングス）の連結子会社になったことに伴い、親会社と同一の会計方針を採用することにより、グループ全体として統一した店舗の利益管理及び予算管理を行うことを目的として、当連結会計年度より、仕入控除項目として売上原価に含めて処理する方法に変更しております。

なお、当該会計方針の変更による当連結会計年度の期首における純資産額に与える影響はありません。

４．会計上の見積もりの変更

（資産除去債務の見積もりの変更）

不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退店等による新たな情報の入手に伴い、店舗の使用見込期間及び原状回復費用に関して見積もりの変更を行っております。見積もりの変更による増加額を、変更前の資産除去債務残高に85,519千円加算しております。

なお、当該見積もりの変更により、当連結会計年度の営業利益及び経常利益はそれぞれ8,109千円減少し、税金等調整前当期純利益は28,544千円減少しております。

５．追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当連結会計年度から適用しております。

（株主優待引当金）

制度導入後一定期間が経過し適切なデータの蓄積により、将来利用されると見込まれる金額を合理的に見積ることが可能となったことに加え、株主優待制度の重要性が増したことを受けて、当連結会計年度より株主優待引当金を計上しております。

この結果、当連結会計年度末の連結貸借対照表における株主優待引当金は11,567千円となっており、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ同額減少しております。

６．連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　2,252,860千円

(2) 保証債務

一部の賃借物件の敷金及び保証金について、当社、貸主及び金融機関との間で代預託契約を締結しております。

当該契約に基づき、金融機関は貸主に対し敷金及び保証金相当額を預託しており、当社は貸主が金融機関に対して負う当該預託金の返還債務を保証しております。

預託金返還債務保証額　75,828千円

７．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	4,307,900株	8,000株	－株	4,315,900株

(注)発行済株式の総数の増加は、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行を実施したことによる増加分であります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	140株	－株	－株	140株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基　準　日	効力発生日
平成30年5月24日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	21,578千円	5円	平成30年2月28日	平成30年5月25日

8．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（銀行借入）を調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信管理規程に従ってリスクの低減を図っております。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、借入期間は最長で決算日後５年であります。

営業債権や借入金は、流動リスクに晒されておりますが、担当部門が適時に資金繰計画を作成するとともに、手許流動性の維持等により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年２月28日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性の乏しいもの、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額（＊）	時価（＊）	差額
(1) 現金及び預金	552,718	552,718	－
(2) 売掛金	154,415	154,415	－
(3) 買掛金	(350,657)	(350,657)	－
(4) 長期借入金（１年以内返済予定のものを含む）	(932,873)	(931,944)	△928

（＊）負債に計上されているものについては、（　　）で示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金、並びに(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金（１年以内返済予定のものを含む）

時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券	0　千円
差入保証金	371,458　千円

(1)投資有価証券

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表に含めておりません。

(2)差入保証金

市場価格がなく、償還予定時期を合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表に含めておりません。

９．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　129円21銭

(2) １株当たり当期純利益　36円13銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

財務制限条項

実行可能期間付タームローン契約の締結

(1) 当社は、平成26年３月31日付で設備資金の効率的な調達を行うため、実行可能期間付タームローン契約（借入先 ㈱三菱東京UFJ銀行（現 ㈱三菱UFJ銀行）、貸出限度額 150,000千円、利率 基準金利+0.455%、担保の有無 担保無、当連結会計年度末借入実行金額 60,000千円）を締結いたしました。

実行可能期間付タームローンには、下記の財務制限条項が付されております。

① 各年度決算期の末日における連結貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成25年２月期又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

② 各年度決算期の末日における連結損益計算書において、経常損益の金額をゼロ円以上に維持すること。

③ 各年度決算期の末日における連結損益計算書及び連結貸借対照表において、以下の計算式の基準値が10を上回らない状態を維持すること。但し、以下の計算式におけるEBITDAがゼロ又は負の数値となる場合は、基準値が10を上回ったものとみなす。

基準値＝ネット有利子負債÷EBITDA

財務制限条項抵触時の効果

① いずれか１項目以上に抵触した場合：金利の引上げ＋0.25%

② ２期連続して、いずれか２項目以上に抵触した場合：貸付人が満足する内容の事業計画（業績計画・財務改善計画等）の策定

(2) 当社は、平成26年６月18日付で設備資金の効率的な調達を行うため、実行可能期間付タームローン契約（借入先 ㈱りそな銀行、貸出限度額 300,000千円、利率 基準金利+0.4%、担保の有無 担保無、当連結会計年度末借入実行金額 98,000千円）を締結いたしました。

実行可能期間付タームローンには、下記の財務制限条項が付されております。

① 各年度決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、前期比75%以上に維持すること。

② 各年度決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、前期比75%以上に維持すること。

③ 各年度決算期における連結の損益計算書に示される経常損益を損失とならないようにすること。

④ 各年度決算期における単体の損益計算書に示される経常損益を損失とならないようにすること。

財務制限条項抵触時の効果

いずれか１項目以上に抵触した場合：期限の利益を喪失する

貸借対照表

（平成30年２月28日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**855,121**	**流動負債**	**1,336,921**
現金及び預金	395,459	買掛金	324,587
売掛金	143,978	１年内返済予定の長期借入金	380,701
商品	2,786	リース債務	31,395
食品材料	57,219	未払金	192,847
貯蔵品	11,108	未払費用	208,330
前払費用	65,886	未払法人税等	48,833
立替金	22,078	未払消費税等	27,350
繰延税金資産	58,393	株主優待引当金	11,567
その他	99,493	前受金	93,318
貸倒引当金	△1,283	預り金	11,945
固定資産	**1,674,050**	その他	6,045
有形固定資産	**828,562**	**固定負債**	**770,758**
建物	746,450	長期借入金	552,172
構築物	558	リース債務	30,919
車両運搬具	0	資産除去債務	187,666
工具、器具及び備品	56,938	**負債合計**	**2,107,679**
リース資産	23,961	**純資産の部**	
建設仮勘定	652	**株主資本**	**421,491**
無形固定資産	**361**	**資本金**	**383,017**
ソフトウェア	101	**資本剰余金**	**3,412**
その他	260	資本準備金	3,412
投資その他の資産	**845,126**	**利益剰余金**	**35,192**
投資有価証券	0	その他利益剰余金	35,192
関係会社株式	123,280	繰越利益剰余金	35,192
長期貸付金	70,995	**自己株式**	**△130**
長期前払費用	10,025	**純資産合計**	**421,491**
差入保証金	355,401		
繰延税金資産	286,131		
貸倒引当金	△708		
資産合計	**2,529,171**	**負債純資産合計**	**2,529,171**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成29年３月１日から
平成30年２月28日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		8,272,454
売上原価		2,254,211
売上総利益		6,018,243
販売費及び一般管理費		5,623,163
営業利益		395,079
営業外収益		
受取利息	2,590	
拡販協力金	12,534	
貸倒引当金戻入額	373	
雑収入	17,912	33,410
営業外費用		
支払利息	8,953	
為替差損	9,482	
雑損失	3,113	21,549
経常利益		406,939
特別利益		
固定資産売却益	3,947	
その他	337	4,284
特別損失		
固定資産除却損	8,500	
減損損失	111,079	
本社移転統合費用	7,620	
店舗閉鎖損失	22,845	
その他	6,769	156,814
税引前当期純利益		254,410
法人税、住民税及び事業税	37,801	
法人税等調整額	89,040	126,842
当期純利益		127,567

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成29年３月１日から平成30年２月28日まで）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
当期首残高	379,605	301,808	△394,183	△130	287,100	287,100
当期変動額						
新株の発行	3,412	3,412			6,824	6,824
当期純利益			127,567		127,567	127,567
準備金から剰余金へ振替		△301,808	301,808		－	－
当期変動額合計	3,412	△298,396	429,375	－	134,391	134,391
当期末残高	383,017	3,412	35,192	△130	421,491	421,491

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

２．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

・子会社株式	移動平均法による原価法
・その他有価証券 時価のないもの	移動平均法による原価法

② たな卸資産

・商品・食品材料	最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
・貯蔵品	最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

③ デリバティブ　　時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)　　定率法
ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物　　・・・８年～20年
構築物　　・・・10年～20年
工具、器具及び備品・・・２年～15年

② 無形固定資産(リース資産を除く)　　自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④ 投資その他の資産

・長期前払費用	均等償却によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
② 株主優待引当金	株主優待制度に伴う費用に備えるため、株主優待制度に基づき、発生すると見込まれる費用を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法	金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。
② ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段・・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・・借入金の金利
③ ヘッジ方針	財務活動に係る金利リスクをヘッジする目的で、デリバティブ取引を行っております。
④ ヘッジ有効性評価の方法	金利スワップ取引については、特例処理を採用しているため、有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理	税抜方式によっております。

3．会計方針の変更

（協賛金収入の計上区分の変更）

仕入先からの製品販売協力金等について、従来は営業外収益の協賛金収入として処理しておりましたが、平成29年６月１日に株式会社ダイヤモンドダイニング（現 株式会社DDホールディングス）の連結子会社になったことに伴い、親会社と同一の会計方針を採用することにより、グループ全体として統一した店舗の利益管理及び予算管理を行うことを目的として、当事業年度より、仕入控除項目として売上原価に含めて処理する方法に変更しております。

なお、当該会計方針の変更による当事業年度の期首における純資産額に与える影響はありません。

４．会計上の見積もりの変更

（資産除去債務の見積もりの変更）

不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退店等による新たな情報の入手に伴い、店舗の使用見込期間及び原状回復費用に関して見積もりの変更を行っております。見積もりの変更による増加額を、変更前の資産除去債務残高に85,519千円加算しております。

なお、当該見積もりの変更により、当事業年度の営業利益及び経常利益はそれぞれ8,109千円減少し、税引前当期純利益は28,544千円減少しております。

５．追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

（株主優待引当金）

制度導入後一定期間が経過し適切なデータの蓄積により、将来利用されると見込まれる金額を合理的に見積ることが可能となったことに加え、株主優待制度の重要性が増したことを受けて、当事業年度より株主優待引当金を計上しております。

この結果、当事業年度末の貸借対照表における株主優待引当金は11,567千円となっており、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ同額減少しております。

６．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　2,119,571千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	75,380千円
長期金銭債権	70,864千円
短期金銭債務	5,044千円

(3) 保証債務

一部の賃借物件の敷金及び保証金について、当社、貸主及び金融機関との間で代預託契約を締結しております。

当該契約に基づき、金融機関は貸主に対し敷金及び保証金相当額を預託しており、当社は貸主が金融機関に対して負う当該預託金の返還債務を保証しております。

預託金返還債務保証額　75,828千円

7．損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との間の取引高

営業取引の取引高	売上高	6,934千円
	販売費及び一般管理費	15,504千円
営業取引以外の取引高		2,406千円

8．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	140株	－株	－株	140株

9．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、減価償却超過額及び繰越欠損金等であります。

10．リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、店舗厨房設備、店舗備品等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

11. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

種類	会社の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	事業の内容又は職業	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の役員	稲本健一	(被所有)直接7.1	㈱DDホールディングス取締役	※1 不動産賃貸借契約に対する債務被保証	29,719	―	―

(注) 1．当社は、不動産賃貸借契約に対して親会社の取締役稲本健一より債務保証を受けておりますが、本件債務保証行為に際し、保証料の支払いを行っておりません。なお、不動産賃貸借契約の債務被保証の取引金額には支払家賃の年額を記載しております。

2．上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	株式会社DDﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ	被所有直接41.9	親会社	人事情報管理の委託等	15,504	未払金	2,363
				グループポイント制度精算	10,231	売掛金	2,850
				グループポイント制度精算	9,484	未払金	3,882

(注) 1．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

業務内容を勘案して、両者協議の上で決定しております。

(3) 子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	ZETTON,INC.	所有直接100.0	役員の兼任	資金の貸付	―	短期貸付金	45,095
						長期貸付金	70,864
				貸付金に対する受取利息	2,406	未収収益	1,776

12. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　97円66銭

(2) １株当たり当期純利益　29円58銭

13. 重要な後発事象に関する注記

（連結子会社の吸収合併）

当社は、平成30年１月19日開催の取締役会において、当社の完全子会社である株式会社アロハテーブルを吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結し、平成30年３月１日付で吸収合併いたしました。

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称　株式会社アロハテーブル

事業の内容　フランチャイズシステムの展開

② 企業結合日

平成30年３月１日

③ 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、株式会社アロハテーブルを吸収合併消滅会社とする吸収合併

④ 結合後の企業の名称

株式会社ゼットン

⑤ その他取引の概要に関する事項

経営資源の有効活用と事務手続きの効率化を目的としております。

(2) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

14. その他の注記

財務制限条項

実行可能期間付タームローン契約の締結

(1) 当社は、平成26年３月31日付で設備資金の効率的な調達を行うため、実行可能期間付タームローン契約（借入先 ㈱三菱東京UFJ銀行（現 ㈱三菱UFJ銀行）、貸出限度額 150,000千円、利率 基準金利+0.455%、担保の有無 担保無、当事業年度末借入実行金額 60,000千円）を締結いたしました。

実行可能期間付タームローンには、下記の財務制限条項が付されております。

① 各年度決算期の末日における連結貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成25年２月期又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

② 各年度決算期の末日における連結損益計算書において、経常損益の金額をゼロ円以上に維持すること。

③ 各年度決算期の末日における連結損益計算書及び連結貸借対照表において、以下の計算式の基準値が10を上回らない状態を維持すること。但し、以下の計算式におけるEBITDAがゼロ又は負の数値となる場合は、基準値が10を上回ったものとみなす。

基準値＝ネット有利子負債÷EBITDA

財務制限条項抵触時の効果

① いずれか１項目以上に抵触した場合：金利の引上げ＋0.25%

② ２期連続して、いずれか２項目以上に抵触した場合：貸付人が満足する内容の事業計画（業績計画・財務改善計画等）の策定

(2) 当社は、平成26年６月18日付で設備資金の効率的な調達を行うため、実行可能期間付タームローン契約（借入先 ㈱りそな銀行、貸出限度額 300,000千円、利率 基準金利+0.4%、担保の有無 担保無、当事業年度末借入実行金額 98,000千円）を締結いたしました。

実行可能期間付タームローンには、下記の財務制限条項が付されております。

① 各年度決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、前期比75%以上に維持すること。

② 各年度決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、前期比75%以上に維持すること。

③ 各年度決算期における連結の損益計算書に示される経常損益を損失とならないようにすること。

④ 各年度決算期における単体の損益計算書に示される経常損益を損失とならないようにすること。

財務制限条項抵触時の効果

いずれか１項目以上に抵触した場合：期限の利益を喪失する

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年４月16日

株式会社ゼットン
取締役会 御中

監査法人コスモス
代表社員
業務執行社員　公認会計士　新開智之　㊞
業務執行社員　公認会計士　小室豊和　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ゼットンの平成29年３月１日から平成30年２月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゼットン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
会計方針の変更に記載されているとおり、会社は営業外収益に計上していた協賛金収入を売上原価の控除項目とする方法に変更している。
当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年４月16日

株式会社ゼットン
取締役会 御中

監査法人コスモス
代表社員 業務執行社員 公認会計士 新開智之 ㊞
業務執行社員 公認会計士 小室豊和 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ゼットンの平成29年３月１日から平成30年２月28日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
会計方針の変更に記載されているとおり、会社は営業外収益に計上していた協賛金収入を売上原価の控除項目とする方法に変更している。
当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年３月１日から平成30年２月28日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及び理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人コスモスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人コスモスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年４月20日

株式会社ゼットン　監査役会

常勤監査役　大曽根　三郎　㊞

監査役　浅野　哲司　㊞

社外監査役　石田　晴彦　㊞

社外監査役　渡部　峻輔　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識した上で、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、企業業績及び財務状況に応じた配当政策を実施することを基本方針としております。

第22期につきましては、期末配当の実施を見送らせていただいており、株主の皆様には大変ご迷惑をおかけして申し訳なく存じております。全社をあげて業績の回復に努めてまいりました結果、第23期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおり復配いたしたく存じます。

期末配当に関する事項

（１）配当財産の種類
　　金銭といたします。

（２）配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式　１株につき金５円
　　配当総額　　21,578,800円

（３）剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成30年５月25日

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制強化のため１名増員し、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	鈴木伸典（すずきしんすけ） （昭和46年10月23日）	平成８年11月　当社 入社 平成16年５月　当社 取締役副社長 平成17年５月　当社 取締役副社長 経営企画室長 平成19年６月　当社 取締役副社長 営業本部長 平成28年３月　当社 代表取締役社長 営業本部長 平成30年３月　当社 代表取締役社長（現任）	108,723株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	かなかひとし 鹿中一志 （昭和50年４月18日）	平成21年２月　株式会社高田屋設立 取締役社長 COO 平成22年２月　株式会社ダイヤモンドダイニング（現 株式会社DDホールディングス）入社 平成22年５月　同社 営業本部 第二営業統括部 第五営業部長 平成23年１月　同社 営業本部 副本部長 平成23年６月　同社 執行役員 営業本部 副本部長 平成24年２月　同社 執行役員 営業支援本部長 平成24年５月　同社 取締役 営業支援本部長 平成25年３月　同社 執行役員 社長室長 平成26年３月　同社 執行役員 営業本部長 平成27年３月　同社 執行役員 営業統括 平成27年５月　同社 取締役 営業統括 平成29年５月　当社 取締役(現任) 平成29年９月　株式会社DDホールディングス 取締役 営業統括(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社DDホールディングス 取締役 営業統括 株式会社吉田卯三郎商店代表取締役	1,500株
3	せきたけし 関武 （昭和32年９月７日）	昭和61年３月　株式会社インテルナ東洋 入社 平成19年１月　株式会社ダイヤモンドダイニング（現 株式会社DDホールディングス）入社 立地開発部長 平成19年７月　同社 執行役員 開発本部長 平成23年３月　同社 執行役員 戦略事業本部 副本部長 平成24年２月　同社 執行役員 施設管理部長 平成25年３月　同社 執行役員 開発本部長 平成29年５月　当社 取締役(現任) 平成29年９月　株式会社DDホールディングス 執行役員 開発本部長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社DDホールディングス 執行役員 開発本部長	1,500株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	遠藤栄司（えんどうえいじ） （昭和49年６月７日）	平成10年４月　株式会社ニュートン 入社 平成26年５月　株式会社ダイヤモンドダイニング（現 株式会社DDホールディングス）入社 株式会社バグース出向 プランニングマネージャー 平成27年11月　株式会社バグース 営業本部 営業推進室長 平成28年３月　株式会社ダイヤモンドダイニング マーケティング本部長 平成29年５月　当社 取締役(現任) 平成29年９月　株式会社DDホールディングス 執行役員 マーケティング本部長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社DDホールディングス 執行役員 マーケティング本部長	1,500株
5	小林智哉（こばやしともや） （昭和50年10月16日） 【新任】	平成11年４月　フジパン株式会社（現 フジパングループ本社株式会社）入社 平成19年７月　当社 入社 平成20年３月　当社 内部監査室長 平成25年５月　当社 管理副本部長 平成27年１月　当社 人事総務部長 平成29年６月　当社 執行役員 管理本部長 兼 人事総務部長(現任)	500株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
6	てしま まさお 手嶋 雅夫 （昭和32年11月18日）	昭和57年４月　株式会社博報堂 入社 平成４年３月　アルダス株式会社（現 アドビシステムズ株式会社）代表取締役社長 平成６年11月　マクロメディア株式会社 代表取締役社長 平成７年４月　神戸大学経営学部 大学院非常勤講師 平成８年４月　神戸大学工学部 非常勤講師 神戸大学工学部 大学院非常勤講師 平成12年９月　ショックウェーブ・ドットコム株式会社 代表取締役 平成12年11月　株式会社サイバーウェイブジャパン 取締役 平成13年２月　ティー・アンド・ティー株式会社 代表取締役社長（現任） 平成13年４月　シーアイエス株式会社（現 ソニーグローバルソリューションズ株式会社）社外取締役 平成13年９月　ベレックス株式会社 取締役 平成14年２月　デジタルコミュニケーションエンジニアリング株式会社 取締役 平成16年６月　パーセクアンドエーティー株式会社（現 パーセク株式会社）代表取締役社長（現任） 平成18年６月　オープンテーブル株式会社 代表取締役CEO サイエンスワークス株式会社（現 アキアリドットコム株式会社）取締役会長 平成19年１月　一般財団法人スポーツフォーライフ設立　代表理事就任（現任） 平成26年６月　株式会社コーエーテクモホールディングス 社外取締役（現任） 平成27年５月　当社 社外取締役（現任） 平成28年５月　株式会社EPARKグルメ 取締役（現任） 平成29年４月　株式会社LIVNEX 社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） ティー・アンド・ティー株式会社 代表取締役社長 パーセク株式会社 代表取締役社長 株式会社コーエーテクモホールディングス 社外取締役	500株

（注）１．各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．鹿中一志氏、関武氏、遠藤栄司氏の在籍する株式会社DDホールディングスは、当社の大株主かつ親会社であります。また、三氏の現在及び過去５年間における当社の親会社である株式会社DDホールディングスの業務執行者としての地位及び担当は、「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。
３．各取締役候補者の所有する当社の株式数は、平成30年２月28日現在の株式数であり、ゼットン役員持株会及び従業員持株会における本人持分を含めて記載しております。なお、本議案をご承認いただき、小林智哉氏が取締役に就任した場合には、ゼットン従業員持株会の規約に基づき、持分引出等の退会に際しての処理が行われます。
４．手嶋雅夫氏は社外取締役候補者であります。
５．手嶋雅夫氏につきましては、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
６．手嶋雅夫氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。
７．当社は、手嶋雅夫氏との間で会社法第427条第１項の規定により、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としており、手嶋雅夫氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
８．当社は、手嶋雅夫氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第３号議案　監査役３名選任の件

監査役大曽根三郎氏、石田晴彦氏及び渡部峻輔氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役３名の選任をお願いするものであります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	おおそね　さぶろう 大曽根　三　郎 （昭和24年12月26日）	昭和45年２月　株式会社帝国ホテル 入社 平成12年６月　同社 帝国ホテル大阪 管理部長 平成14年８月　同社 帝国ホテル大阪 接遇部長 平成17年６月　同社 情報システム部長 平成19年10月　当社 入社 人事総務部部長 平成26年５月　当社 監査役（現任）	－株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	いしだ　はるひこ 石田晴彦 （昭和31年12月12日）	昭和55年４月　村上正一司法書士事務所 入所 昭和56年９月　佐藤政幸司法書士事務所 入所 昭和61年12月　石田晴彦司法書士事務所 所長（現任） 平成17年11月　当社 社外監査役（現任）	1,318株
3	わたなべ　しゅんすけ 渡部峻輔 （昭和59年８月27日）	平成21年９月　司法試験合格、司法研修所 入所 平成22年12月　弁護士登録 平成23年１月　クリフォードチャンス法律事務所 外国法共同事業 入所 平成26年11月　AZX総合法律事務所 入所(現任) 平成29年５月　当社 社外監査役（現任）	－株

（注）１．各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．各監査役候補者の所有する当社の株式数は、平成30年２月28日現在の株式数であり、ゼットン役員持株会における本人持分を含めて記載しております。

３．石田晴彦氏及び渡部峻輔氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって石田晴彦氏が12年６ヶ月、渡部峻輔氏が１年となります。

４．当社は、石田晴彦氏及び渡部峻輔氏との間で会社法第427条第１項の規定により、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。

５．石田晴彦氏及び渡部峻輔氏は、社外監査役候補者であります。また、当社は両氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

６．石田晴彦氏を社外監査役候補者とした理由は、司法書士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しておられることから、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

７．渡部峻輔氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、企業法務にも精通しており、これらを社外監査役として当社の監査体制強化に活かしていただきたいため、社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

第４号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人であります監査法人コスモスは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たな会計監査人として太陽有限責任監査法人の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の決定に基づいております。

１．新たな会計監査人として太陽有限責任監査法人を候補者とした理由

監査役会が太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人のガバナンス・マネジメント、品質管理体制、グローバルな監査体制、当社グループの理解度ならびに監査報酬等を踏まえ、独立性を含め総合的に検討した結果、当社の会計監査人として選任することが適当であると判断したためであります。

２．会計監査人候補者

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

（平成29年12月31日現在）

名　　称	太陽有限責任監査法人
事　務　所	東京都港区赤坂八丁目1番22号
沿　　革	昭和46年９月　太陽監査法人設立 平成18年１月　ＡＳＧ監査法人と合併し、太陽ＡＳＧ監査法人となる 平成20年７月　有限責任組織形態に移行し、太陽ＡＳＧ有限責任監査法人となる 平成24年７月　永昌監査法人と合併 平成25年10月　霞が関監査法人と合併 平成26年10月　太陽有限責任監査法人に法人名称変更
概　　要	資本金　3億3百万円 構成人員　社員　56名 特定社員　1名 職員（公認会計士）　192名 （会計士補・新試験合格者）　86名 （その他の専門職）　57名 （事務職員）　42名

第５号議案　監査役報酬額改定の件

当社の監査役の報酬限度額は、平成18年５月30日開催の第11回定時株主総会において年額10百万円以内と決議いただいております。

その後、約12年の年月が経過しており、その間の経営環境の変化に伴う監査体制の強化等諸般の事情を考慮し、監査役の報酬額を年額15百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、現在の監査役の員数は、４名であり、本総会において第３号議案が原案どおり承認可決されましても、監査役の員数に変更はありません。

以上

「インターネットによる議決権行使のご案内」

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1．議決権行使サイトについて

（1）インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

※「ｉモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

（2）パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、ＯＳ・ブラウザー等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

（3）携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

（4）インターネットによる議決権行使は、平成30年５月23日（水曜日）の午後５時00分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2．インターネットによる議決権行使方法について

（1）議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（2）株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

（3）株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

（1）郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

（2）インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話向けサイトで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以　上

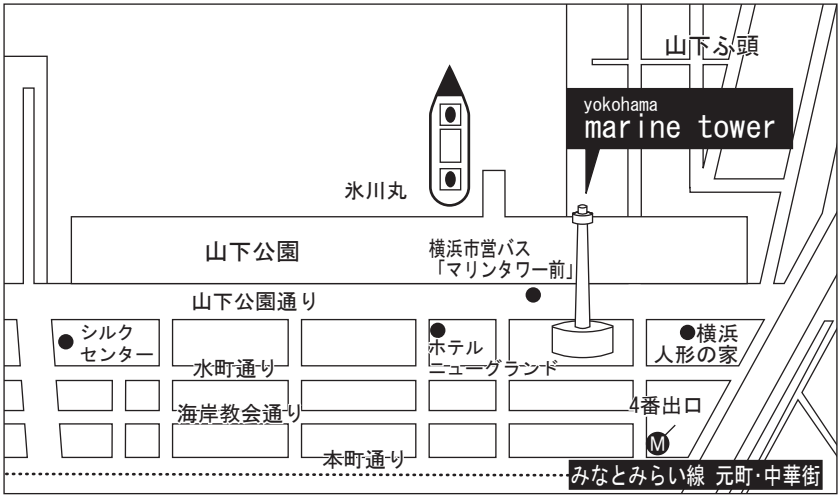
《システム等に関するお問い合わせ》
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
【専用ダイヤル】　0120-173-027
（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場：横浜市中区山下町15番地
「横浜マリンタワー　３階」
※ご出席株主様向けのお土産のご用意はございません。
予めご了承ください。

※お願い：駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮いただき公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



（交通のご案内）

●みなとみらい線「元町・中華街」駅４番出口より徒歩１分
●横浜市営バス 横浜駅前（東口のりば）１番のりば より
「26系統」乗車、「マリンタワー前」下車、徒歩すぐ


zetton Inc.